

(目的)

第1条 当共同企業体は、恵庭市発注に係る下記の業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

業務名 _____

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定共同企業体(以下「当企業体」という)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、業務の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号及び名称 _____

住所

商号及び名称 _____

住所

商号及び名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該業務の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

会社名	%
会社名	%
会社名	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、次条に定める運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに業務の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の請負契約の履行及び下請契約その他の業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完成のとき当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員の全体の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用す

るものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条 当企業体の解散後、当企業体の施工した業務にかしが発見されたときは、構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____特定共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員各自が保有し、副本については競争入札参加資格審査申請のため恵庭市に提出する。

年 月 日

_____特定共同企業体

代表者	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

年 月 日

恵庭市長 様

委 任 状

私は、_____特定共同企業体代表者_____
を代理人と定め恵庭市の発注の_____業務に関し、
下記の権限を委任します。

記

- 1 入札、見積、請負契約締結に関する一切の件
- 2 請負代金の請求並びに受領に関する件
- 3 復代理人選任の件
- 4 前各号に関し必要な一切の件

_____特定共同企業体

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印